

## 現行の看護職員の需給見通しについて

## 1 基本的考え方

- (1) 平成12年度からの介護保険制度の実施等の中で、看護職員を取り巻く環境が大きく変化、21世紀初頭における看護職員の計画的かつ安定的な確保を図る必要があることから、「新たな看護職員の需給見通し（平成12年12月）」を策定した。
- (2) 需給見通しの期間は、医療提供体制が大きな変革期にあること、介護保険制度が施行後5年を目途として検討が加えられることとされていること等を踏まえ、平成13年から平成17年までの5年間とした。
- (3) 需給見通しは、検討会がとりまとめた策定方針を踏まえ、各都道府県が需要数・供給数を算定し、策定した都道府県毎の需給見通しの積み上げを基に全国の需給見通しを策定した。

## 2 需要数についての考え方

地域の実情を反映するため、各都道府県において実態調査等を踏まえて算出したものを基本とし、看護職員の就業場所別に推計したものを積み上げた。

## ○ 病院

(病床数)

- ・医療計画を踏まえ、病床過剰医療圏は増床ないことを基本とした。
- ・病床非過剰医療圏は、必要病床数範囲内で具体的に整備計画がされているものを基本とした。
- ・その結果、各都道府県において、病床数（介護療養型医療施設を除く）は、平成13年で148万5千床程度、平成17年では145万2千床程度（13年比約2.3%減）を前提として算定した。

(勤務条件の改善等)

- ・週40時間労働制、産前・産後休業、育児休業の全員取得、年次有給休暇、介護休暇等に必要な需要数を見込んだ。
- ・夜勤体制は、複数夜勤、1人月8回以内を基本とした。
- ・医療の高度化、在院日数の短縮及び患者の状態等を踏まえて、安全で質の高い看護を提供するため、夜勤人数の増加や緩和ケア等専門的な業務を行う看護職員の配置など、手厚い看護体制を組めるよう考慮した。
- ・外来部門については、外来患者数の推移及び今後の動向を踏まえて需要を見込んだ。
- ・手術部門、中央材料室部門、特殊診療部門、訪問看護部門、看護管理部門、専門的な業務を行う看護師等について考慮する他、他職種との連携等看護業務改善の進展を考慮した。
- ・結果として、平成17年には、100床当たりの看護職員は51.2人（平成10年実績は45.1人）になると見込んだ。

○ 診療所

- ・有床・無床別に現状及び今後の動向を踏まえて需要数を見込んだ。
- ・有床診療所については、介護保険が適用される病床にかかる員数を減じた数とした。

○ 助産所

- ・助産所に就業する助産師の現状及び今後の動向を踏まえて需要数を見込んだ。

○ 介護保険関係

- ・介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問看護ステーションについては、都道府県の介護保険事業支援計画に基づき需要数を見込んだ。
- ・居宅サービスについては、都道府県の介護保険事業支援計画に基づき、デイサービス、デイケア、ショートステイ、ケアハウス等について、需要数を見込んだ。
- ・介護老人福祉施設以外の社会福祉施設については、現状及び今後の動向を踏まえて需要数を見込んだ。

- 教育機関
  - ・看護師等養成所に勤務する教員の現状及び今後の動向を踏まえて需要数を見込んだ。
- 保健所・市町村、事業所、学校、その他
  - ・現状及び今後の動向を踏まえて需要数を見込んだ。

### 3 供給数についての考え方

- 新卒就業者数
  - ・学校養成所の新設、廃止等の予定、学生・生徒の入卒状況、進学、就業動向を踏まえて供給数を見込んだ。
  - ・新卒者の域外流出・流入について、現状及び今後の動向を踏まえて供給数を見込んだ。
- 再就業者数
  - ・ナースバンクを通じて再就業するものについて、過去の再就業者数の状況等を踏まえるとともに、今後のナースバンク事業の強化を考慮して供給数を見込んだ。
- 退職等による減少数
  - ・退職、他の都道府県との移動等による減少について、過去の実績を踏まえるとともに、就業環境の改善等も考慮して供給数を見込んだ。

### 4 看護職員の需給を巡る今後の課題等

- ・今後、さらに進行することが予想される患者の高齢化・重症化や医療内容の高度化・複雑化、在院日数の短縮等を踏まえると、一人ひとりの患者に対する単位時間当たりの看護必要量の上昇が見込まれることから、看護の必要量の測定方法、それに見合った看護職員の配置数にかかる算定方法の確立が必要である。
- ・都市部と郡部などの地域間格差、医療機関格差に対する施策が必要である。

- ・少子化傾向を考慮して、子育て期間中の離職防止、子育て終了後の再就業の促進を図る。
- ・採用時研修を始めとする卒後研修の充実など若い看護職員が自信と誇りを持って就業できるような仕組みの構築などが期待される。
- ・今後は、各都道府県の独自性を踏まえつつ、全国的な算定方法のあり方について検討を行うべき。

## 看 護 職 員 需 給 見 通 し

区 分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
需 要 数	① 病 院	人 768,800	人 776,300	人 782,700	人 788,300	人 794,200
	② 診 療 所	231,000	234,000	236,900	239,900	243,000
	③ 助 産 所	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	④ 介 護 保 険 関 係	142,500	154,500	166,600	178,600	189,300
	⑤ 社 会 福 祉 施 設 (④ を 除 く)	12,900	13,300	13,600	14,000	14,300
	⑥ 保 健 所 ・ 市 町 村	32,200	33,000	33,900	34,600	35,300
	⑦ 教 育 機 関	14,500	14,800	14,700	14,700	14,800
	⑧ 事 業 所 、 学 校 、 そ の 他	12,700	12,800	12,800	12,900	13,000
	⑨ 上 記 の 計	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供 給 数	⑩ 年 当 初 就 業 者 数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
	⑪ 新 卒 就 業 者 数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
	⑫ 再 就 業 者 数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
	⑬ 退 職 等 に よ る 減 少 数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
	⑭ 年 末 就 業 者 数 (⑩ + ⑪ + ⑫ - ⑬)	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500
	⑮ 差 引 計 (⑨ - ⑭)	35,500	28,700	21,200	13,500	5,300

就 業 者 数	1,187,550	1,233,496	—	—	—
需 要 数 と 就 業 者 数 の 差	29,150	7,204	—	—	—

(備考) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

都道府県別の看護職員需給見通し

	平成13年			平成17年		
	需 要 数	供 給 数	過 不 足 数	需 要 数	供 給 数	過 不 足 数
北海道	71,156	65,614	△ 5,542	73,848	72,180	△ 1,668
青 森	17,082	17,123	41	18,131	18,193	62
岩 手	15,017	14,962	△ 55	15,951	15,976	25
宮 城	19,796	19,668	△ 128	21,932	21,873	△ 59
秋 田	14,148	12,251	△ 1,897	14,190	13,638	△ 552
山 形	12,125	11,764	△ 361	13,130	13,116	△ 14
福 島	21,712	21,168	△ 544	23,374	23,416	42
茨 城	21,989	21,067	△ 922	22,741	24,122	1,381
栃 木	19,250	17,479	△ 1,771	20,002	20,064	62
群 馬	19,339	19,098	△ 241	21,686	21,795	109
埼 玉	41,269	41,956	687	45,122	43,797	△ 1,325
千 葉	36,061	35,082	△ 979	38,724	37,359	△ 1,365
東 京	104,257	101,057	△ 3,200	108,383	108,342	△ 41
神奈川	55,351	52,786	△ 2,565	61,076	61,271	195
新 潟	23,322	23,121	△ 201	24,902	24,903	1
富 山	12,750	12,332	△ 418	14,310	14,192	△ 118
石 川	14,408	13,992	△ 416	15,260	15,187	△ 73
福 井	8,957	8,812	△ 145	9,741	9,473	△ 268
山 梨	8,378	8,077	△ 301	9,164	9,147	△ 17
長 野	21,480	20,755	△ 725	23,338	23,210	△ 128
岐 阜	17,549	17,145	△ 404	19,028	19,058	30
静 岡	31,049	30,188	△ 861	36,855	36,938	83
愛 知	58,016	56,235	△ 1,781	61,011	60,666	△ 345
三 重	17,143	15,768	△ 1,375	18,010	17,144	△ 866
滋 賀	11,556	10,542	△ 1,014	12,010	12,021	11
京 都	26,770	25,847	△ 923	28,800	28,809	9
大 阪	76,618	76,411	△ 207	80,471	80,610	139
兵 庫	50,684	50,190	△ 494	53,909	53,860	△ 49
奈 良	12,858	11,257	△ 1,601	13,831	13,771	△ 60
和歌山	11,840	11,092	△ 748	13,172	12,491	△ 681
鳥 取	7,159	7,118	△ 41	7,589	7,569	△ 20
島 根	9,793	9,724	△ 69	10,602	10,512	△ 90
岡 山	23,755	22,868	△ 887	25,479	24,878	△ 601
広 島	32,745	32,443	△ 302	36,909	36,811	△ 98
山 口	18,452	18,218	△ 234	19,318	19,261	△ 57
徳 島	11,134	11,201	67	11,796	11,856	60
香 川	12,936	12,468	△ 468	13,772	13,698	△ 74
愛 媛	20,184	19,519	△ 665	20,978	21,287	309
高 知	12,043	12,034	△ 9	12,955	13,275	320
福 岡	63,878	63,907	29	71,185	71,521	336
佐 賀	12,489	12,100	△ 389	13,011	13,175	164
長 崎	20,042	19,094	△ 948	20,855	20,984	129
熊 本	27,397	26,298	△ 1,099	29,650	29,606	△ 44
大 分	16,092	15,342	△ 750	17,639	17,535	△ 104
宮 崎	16,227	15,899	△ 328	17,338	17,350	12
鹿 児 島	26,886	26,770	△ 116	29,491	29,498	7
沖 縄	13,601	13,440	△ 161	15,056	15,012	△ 44
計	1,216,743	1,181,282	△ 35,461	1,305,725	1,300,450	△ 5,275

## 平成16年度看護職員確保対策予算について

	(平成15年度予算額)	(平成16年度予算額)	(96.3%)
一般会計(補助金等)	11,154百万円	10,117百万円	(対前年度比 90.7%)

### 1. 資 質 の 向 上 1,290百万円

- ① (1) 訪問看護推進事業 750百万円  
ALS等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進及び訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修などに対する支援を行う。
- ① (2) 新人看護職員研修推進費 160百万円  
新人看護職員の臨床技能の向上を図るため、各医療機関の院内研修責任者及び新人研修担当者に対する講習会を実施する。
- (3) 看護職員臨床技能向上推進事業 160百万円  
質の高い看護職員の育成を重点的に促進するため、がん看護や感染管理などの専門性の高い研修の実施に対する支援を行う。

### 2. 離 職 の 防 止 1,864百万円

- (1) 病院内保育所運営事業 1,685百万円  
子供を持つ看護職員等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業できるための環境を整備し、病院内保育施設の運営に対する補助を実施。
- (2) 看護職員確保対策特別事業 170百万円  
看護職員の確保を総合的に促進するため、地域の事情を踏まえた地方公共団体等の創意と工夫のもとに看護職員の確保を目的とする特別事業を実施。

### 3. 再 就 業 の 支 援 166百万円

- (1) 中央ナースセンター事業 136百万円  
求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
- (2) 看護職員就労確保総合支援事業 30百万円  
看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施。

### 4. 養 成 力 の 確 保 (7,381百万円) 6,754百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 5,672百万円  
看護職員の養成及び資質の向上を図るため、民間立養成所の運営に対する補助を行い、看護教育の充実及び運営の適正化を図る。
- (2) 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進 61百万円  
准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所2年課程(通信制)の設置に対する支援等を行う。
- (3) 看護師等修学資金貸与事業 (1,648百万円)  
1,021百万円  
事業実施都道府県の区域内において業務に従事する看護職員の確保及び資質の向上を目的として、養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業に対する支援を行う。  
また、自治体立養成所等に在学中の学生に対する貸与費(627百万円)については、都道府県の事業として同化・定着していること等を踏まえ一般財源化を行った。

### 5. 看護職員確保対策の総合的推進 43百万円

- (1) 医療技術評価総合研究事業 35百万円  
(看護技術の開発、評価及び看護提供体制に関する研究)  
新たな看護のあり方の検討を踏まえ、医師との十分な連携に基づく看護師の活動を推進するため、効果的な看護システムの開発等に関する総合的な研究を行う。
- ① (2) 看護職員の需給に関する検討会 3百万円  
看護職員の需給見通しの検証等(需要及び供給の増減要因の分析等)を行い、今後の看護職員の需給見通し等について検討会を設ける。

(注) 上段( )書きは看護師等修学資金貸与事業における一般財源化分を含めた金額である。